

定 款

(2023年6月29日改定)

株式会社太知ホールディングス

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社太知ホールディングスと称し、英文では TAICHI HOLDINGS LIMITED と表示する。

(本店所在地)

第2条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。

(目 的)

第3条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 下記物品の輸出入及び販売業

- (イ) 家庭用電気器具、家庭用電子機器、時計、光学製品、事務用機器、複写機械、印刷機械、農業用機械、製鉄用機械、建築用機械、土木用機械、通信用機械、医療機器、度量衡器、車輛、船舶、航空機及びこれらの部品
- (ロ) 木材、木製品及びセメント、硝子製品
- (ハ) フィルム、スポーツ用品、家具、楽器、文房具、玩具、民芸品
- (ニ) 食品、加工食品類、酒類その他飲料、油糧、油脂、樹脂、煙草、塩その他水産物、農産物、林産物、畜産物同製品
- (ホ) 鋼鉄、非鉄金属及びこれらの製品、鉱石及び鉱産物
- (ヘ) ゴム類、毛皮、皮革、パルプ、紙類及びこれらの製品
- (ト) 飼料、肥料及びこれらの原料
- (チ) 化学製品、化粧品及び薬品類（医薬品・医薬部外品・毒物・劇物・火薬・発火物）
- (リ) 毛、麻、綿花、生糸、化学繊維とその他繊維原料及びこれらの製品
- (ヌ) 石炭、石油、天然ガスその他燃料類及びこれらの製品
- (ル) 食料品製造機器、漁具、漁網、漁労資材、農業畜産関係資材及び日用雑貨品
- (ヲ) 希少金属

2. 前号物品の開発、探鉱、生産、製造及び加工業、林業及びこれらの請負業

3. 前記 1 号に記載した機械、器具、車輛、船舶、航空機及びこれらの修理及び据付工事請負並びに賃貸借及び管理業

4. ラジオ、白黒及びカラーテレビ、液晶テレビ、プラズマテレビ、ラジオ付カセットテープレコーダー、カセットテープレコーダー、エアコンディショナー、電子レンジ、卓上式電子計算機、ステレオ受信機及び全ステレオ製品、洗濯機、冷蔵庫、カーステレオ、カセットテープ、石油ストーブ、エレベーター、クリーナー、ガス器具、小型モーター、ビデオレコーダー光学機械の輸出入

5. 通信、放送、情報処理、制御、計測等の電気、電子及び音響に関するシステム、機器、部品の輸出入

6. 水産物、農産物、畜産物、加工食品類の製造加工、健康食品の製造加工販売

7. 有線及び無線通信機器、レーザー、自動車電話、コンピューター、ファクシミリ、同時翻訳装置、光学機器、医療機器、テレビ監視装置、校内放送装置、視聴覚機器及びその附属品、部品、材料の製造販売並びにその輸出入
8. 前号物品に関する設計、工事及び保守点検サービス
9. 古物売買業
10. 倉庫業
11. 陸運業、海運業、航空運送業及び運送取扱業
12. 前各号の代理業、仲介業及び問屋業
13. 損害保険代理業及び自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業
14. 農業水産製品の研究・開発及びそれへの投融資
15. 宣伝広告の企画、製作、管理、販売並びに各種広告代理店業
16. 建築工事一式並びに土木工事一式請負
17. 建築設計並びに施行管理
18. 遠赤外線応用のサウナ及び関連部品等の製造販売
19. 健康機器の製造販売
20. 遠赤外線応用の放射体、反射体、吸収版の製造販売
21. セラミック、炭素繊維布、無機ガラス膜を素材とした面状放射膜の部品製造販売
22. 遠赤外線応用のサンルーム並びに温室の製造販売
23. 空調暖房設備の製造販売
24. 乾燥機の製造販売
25. 美容、理容器具の製造販売
26. 園芸器具の製造販売
27. 前各号記載の物品の輸出入業
28. アパレル製品及び装飾雑貨の製造販売
29. 有価証券の投資
30. 不動産有効活用に関する企画立案及びその実施
31. 前各号に附帯関連する一切の業務

(機 関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日刊工業新聞に掲載する方法とする。

第2章 株 式

(発行可能株式数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、40,000,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところにより、当社に対してその有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株式取扱規程)

第10条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(自己の株式の取得)

第11条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己の株式を取得することができる。

第3章 株主総会

(招 集)

第12条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集者、議長及び基準日)

第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめが定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役、監査役及び取締役会

(員数)

第17条 当会社の取締役は、10名以内とする。

(選任方法)

第18条 取締役は、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第19条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。

- 2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了するときまでとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第20条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但

し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第23条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第24条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第5章 監査役

(員 数)

第26条 当社の監査役は、5名以内とする。

(選任方法)

第27条 監査役は、株主総会において選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任 期)

第28条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。

(監査役の報酬等)

第29条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第6章 計 算

(事業年度)

第30条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当)

第31条 剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。

(中間配当)

第32条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(配当の除斥期間)

第33条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

2015年12月18日改定

2019年10月4日改定

2023年6月29日改定